

監 査 報 告 書

平成28年 5月16日

社会福祉法人 (法人名 ひよこ )  
 理 事 長 (氏 名 中井 太郎 ) 様  
 大 阪 市 長

監事 (氏名) 山下孝士  
 監事 (氏名) 山本知子

社会福祉法第40条及び社会福祉法人 (法人名 ひよこ )  
 定款第11条に基づき、平成27年度における監事監査を下記のとおり実施したところ、  
 次のとおりであったので報告します。

なお、指摘事項については、早急に ( 月 日までに) 改善してください

記

- 1 実施日時 平成28年 5月16日 (月) 15:00 ~ 15:30
- 2 実施場所 名称 (社会福祉法人 ひよこ 小作業所 )  
 所在地 (大阪市住吉区我孫子4丁目10-24 )
- 3 立会人等 役職名 ( 理事 ) 氏名 ( 小谷 真人 )
- 4 監査結果 次のとおり

項	項	意	見	指	摘	事	項
理事の業務執行状況		適正である					
法人の財産管理状況		適正である					
法人及び施設の業務執行状況		適正である					
法人及び施設の会計状況		適正である					
その他 の 状 況		適正である					
総 括		適正である		認	定	・	不 認 定

【記載上の注意事項】

- 1 意見欄「適正である」 「概ね適正である」 「一部改善を要する」等の意見を記入してください。
- 2 不認定の場合監事は、次のことを行ってください。
  - ①理事に対し改善を求める
  - ②理事会・評議委員会の開催による改善を求める
  - ③大阪市長への報告を行う。

3 細部事項について指導等がある場合は、別紙を添えて報告してください。

4 監事監査報告書は、所轄庁あてと理事長あてそれぞれ原本を一部ずつ作成してください。

※印鑑は、印鑑登録印を押印してください。